

ソフトウェア使用許諾契約

本使用許諾契約（以下「本契約」）は、お客様（以下「甲」という）と株式会社サムライズ（以下「乙」という）との間の、InsightNavi_SPSS 製品（以下「本ソフトウェア」）を乙が甲に提供するにあたっての条件を規定するものです。

本ソフトウェアを使用する場合、甲は本契約条項に従ってご使用いただくことに同意いただいた場合に限り、ご使用いただくことができるものとし、契約開始日または使用開始日のいずれか早い日をもって、本契約は効力を生じるものとします。

第1条（目的）

乙は、甲に対し、本ソフトウェアの非独占的な使用を許諾するものとします。

第2条（使用許諾）

1. 甲は乙が指定する動作環境において本ソフトウェアを使用できるものとします。
2. 本ソフトウェアの使用により生じる通信費用等の一切の費用は、甲が負担するものとします。
3. 本ソフトウェアの使用は、日本国内に限ります。

第3条（再許諾）

甲は、本ソフトウェアをお客様自身の事業のためにのみ使用することができます。本ソフトウェア製品を甲以外の第三者へ再許諾・貸与等することはできません。

第4条（目的外使用の禁止）

甲は、お客様自身の事業の目的（以下「本目的」）でのみ本ソフトウェアを使用することができ、本目的以外に本ソフトウェアを使用できません。

第5条（禁止事項）

1. 甲は、本ソフトウェアを第三者に再使用权の設定、譲渡、貸与、または占有の移転をしてはならないものとします。
2. 甲は、本ソフトウェアに対する機密を保持し、その目的如何によらずリバースエンジニアリングにより解析を行ってはならないものとします。
3. 甲は、本ソフトウェアに表示した著作権表示を削除してはならないものとします。
4. 甲は、本ソフトウェアを翻案、変更その他改変してはならないものとします。
5. 本契約によって許諾される範囲を超えた使用を行ってはならないものとします。
6. 事前に乙から書面による同意を得ることなく本ソフトウェアまたはそれに類するデータを第三者に開示してはならないものとします。

第6条（権利帰属）

本ソフトウェアに係る著作権その他の知的財産権（以下「著作権等」）は、乙に帰属します。本契約によって、本ソフトウェアの著作権や商標権などの知的財産権が、乙からお客様へ移転することはありません。

第7条（機密保持）

1. 甲は、本ソフトウェアを機密に保持するものとし、第三者に開示してはならないものとし、ます。
2. 甲は、適用ある法令・規則等を遵守するために必要な場合、または政府、所轄官庁、規制当局、裁判所もしくは甲に対して検査権限を有する自主規制団体による開示要請があった場合、対応については可能な範囲において甲乙で協議するものとし、ます。

第8条（保証）

1. 乙は、本ソフトウェアが乙所定の稼働環境で使用された場合に、乙所定の仕様どおり稼働することを保証します。
2. 前項の保証責任として、乙所定の仕様通りに稼働しない場合、本ソフトウェアの修補、取り替えを行います。ただし、以下の場合には、乙は保証責任を負わないものとし、ます。
 - (1) 甲が本ソフトウェアをマニュアル記載通りに使用されていない場合
 - (2) 本ソフトウェアが乙以外の第三者によって改変、加工された場合

第9条（損害賠償）

1. 乙は、第三者の設備・通信障害等を起因とする損害については、一切その責任を負わないものとし、ます。
2. 乙は、甲が本ソフトウェアを使用することにより甲と第三者との間で生じた紛争等について一切その責任を負わないものとし、ます。
3. 甲が、本契約に違反したことにより乙に損害が生じた場合は、通常損害について乙は甲に損害賠償を請求できるものとし、ます。ただし、相手側の請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害、および間接損害（逸失利益、データの損失、業務の遅滞、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害を含むがこれに限定されない）は含まれないものとし、ます。

第10条（第三者による権利侵害）

1. 甲および乙は、本ソフトウェアの著作権等に関し、第三者による権利侵害又は権利侵害のおそれのある行為を発見したときは、直ちに相手方に通知するものとし、ます。
2. 前項の場合において、甲が当該第三者に対して訴訟、仲裁その他の法的手段を提起し、

または和解その他に関する紛争解決を行うことを希望する場合、甲がその費用を負担するものとします。

3. 乙は、甲に対して、前項に定める第三者に対する法的な対応に関し、必要な技術的その他の情報を提供する等、合理的な範囲で誠実に協力します。

第11条（差止請求）

乙は、甲が本契約に違反した場合、甲に対して本ソフトウェアの使用を差し止めることができます。

第12条（契約の解除）

甲または乙は、相手側が次の各号の一に該当した場合は、何らの通知催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除できるものとします。

1. 支払停止または支払不能となったとき
2. 手形または小切手が不渡りとなったとき
3. 差押え、仮差押え、もしくは仮処分があったとき、または競売の申立があったとき
4. 破産、会社更生手続開始または民事再生手続の申立があったとき
5. 解散または営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
6. 本契約に違反し、当該違反に関する書面による催告を受領した後14日以内にこれを是正しないとき
7. 甲または乙は、前項各号の一に該当した場合は、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務を直ちに履行するものとします。
8. 甲または乙が反社会的勢力に該当し、または反社会的勢力に該当する者と業務提携関係その他の継続的な取引関係を有するとき（本契約締結後、反社会的勢力に該当し、または上記関係を有するに至った場合を含む）
9. 法的な責任を超えた要求、暴力的な要求その他の不当な要求行為、またはこれに類する行為を行い、または行おうとしたとき

第13条（契約期間）

1. 本ソフトウェアの契約期間は、使用開始日から1年間とします。
2. 前項の期間満了の30日前までに甲乙いずれからも書面による別段の申出がないときは、本契約記載の条件でさらに1年間を契約期間として継続されるものとし、以後も同様とします。ただし、注文書に別の定めがある場合は、その定めに従うものとします。
3. 前2項の契約期間内に、甲が本契約を解約する場合（乙の責に帰すべき理由により本契約を解約する場合を除きます）又は甲の責に帰すべき事由により本契約が解約された場合、甲は乙に対し、契約期間の残余期間に対応するライセンス費（消費税相当額を加算した額とします）に未払いがある場合は相当する額を支払うものとします。な

お、甲は既に乙に支払ったライセンス費その他一切の料金について、返還を求めることはできないものとします。

4. 本契約が終了する場合、甲は本ソフトウェアの使用を中止し、本ソフトウェアのオリジナルを含む全ての複製（いかなる形式にせよ、変更されあるいはマージされたものを含みます）を乙に返却するか、廃棄しなければなりません。

第 14 条（契約の改訂）

乙は甲が登録した電子メールアドレスへの電子メールの発信、乙所定のサイトでの告知またはその他乙が適切と判断する方法をもって甲に事前に通知することにより、本契約の条件を改訂することがあります。甲はかかる改訂に同意しない場合は、本契約の条件改訂の発効日前までに、乙にその旨を連絡するとともに直ちに許諾ソフトウェアの使用を中止するものとします。本契約の条件改訂の発効日以降の甲による許諾ソフトウェアの使用をもって、甲は改訂されたソフトウェア使用許諾契約に同意したものとします。

第 15 条（存続条項）

本契約が終了した場合においても、第 6 条（権利帰属）、第 7 条（機密保持）、第 9 条（損害賠償）、第 10 条（第三者による権利侵害）、第 16 条（管轄裁判所）の規定は有効に存続するものとします。

第 16 条（管轄裁判所）

本契約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとします。

第 17 条（協議）

本契約に規定されていない事項、その他本契約の条項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ円満に解決を図るものとします。

以上

<対象>

- ・許諾対象：InsightNavi SPSS
- ・許諾期間：xxxx 年 xx 月 xx 日 ~

<甲 使用許諾先>

【会社名】

【部署名】

【担当者名】

【E-mail】

【TEL】